

# 海外リスクセンサー

## 英国のEU 離脱（Brexit）と今後の影響

### 対象地域

東南アジア・大洋州		米州（含む中・南米）		中東・アフリカ	
東アジア・南アジア		欧州	✓	その他の地域および世界	

### レポート要旨

- 2020年1月31日、英国はEU加盟国として初めてEUを離脱した。産業界から懸念の声が高かった「合意なき離脱」はひとまず回避されたが、移行期間中にEUとの自由貿易協定が成立しなければ、移行期間終了と同時に「合意なき離脱」と同じ状況に陥るリスクを孕んでいる。
- EU離脱において最大の難関であった北アイルランド問題については、一定の解決案が示されたが、関税の取扱いに係る実務運用面については不確かな要素も多く、今後の展開に注視が必要である。また、北アイルランドでは過激派組織の犯行とみられるテロが相次いでいるほか、スコットランドでも独立を求め数万人がデモに参加するなど独立機運が高まっている。
- 移行期間終了後の2021年1月から、英国では全ての外国人労働者に対し新移民制度が適用される。これによりEU市民（特に低技能者）は現在に比べて英国での就労が難しくなり、EUからの労働者への依存度が高い飲食業や建設業界等では人手不足が懸念される。他方、英国内の製造業においては、英国のEU離脱決定以降、生産拠点の移転や生産縮小の動きが広がっており、一層の経済低迷が危惧される。

### レポート構成

1. 英国のEU離脱	1
(1) 英国のEU離脱（Brexit）	1
(2) 離脱後のEUとの関係	1
(3) EUとの貿易交渉	2
(4) 北アイルランド問題	3
2. 離脱後の課題	4
(1) 社会の分断（独立問題と国民の分裂）	4
(2) 経済活動（サプライチェーンと雇用問題）	5
3. 企業の対策	6
(1) テロ対策	6
(2) 新移民制度対策	7

## 1. 英国のEU離脱

### (1) 英国のEU離脱（Brexit）

2020年1月31日、英国は欧州連合（EU）を離脱し、加盟国としての47年間の歴史に幕を閉じた。2016年の国民投票から3年半以上も先行きが見えない状況が続いてきたが、2019年12月、離脱強硬派のジョンソン首相率いる保守党が総選挙で圧勝したことで、離脱に必要な関連法案の審議が一気に進展、EU離脱（通称：ブレグジット Brexit）が遂に現実のものとなった。

【図表1：国民投票実施からEU離脱までの経緯】

日付	概要
2016年6月23日	国民投票の実施
2016年7月13日	メイ首相就任
2017年3月29日	離脱通告の実施（リスボン条約50条の発動）
2019年7月24日	ジョンソン首相就任
2019年12月12日	英国下院総選挙（与党・保守党の大勝）
2020年1月23日	EU離脱関連法案成立
2020年1月31日	EU離脱、移行期間開始

公開情報より弊社作成

離脱直後から2020年12月末までは、EUとの離脱協定に基づき、急激な変化を防ぐための「移行期間」が続く。移行期間中、英国はEUを離脱しているものの、離脱前とほぼ同じ状況が継続し、人・物・サービス・資本の移動の自由も保障される。日本を含め産業界から懸念されていた「合意なき離脱」による混乱はひとまず回避された形だが、移行期間中に自由貿易協定（FTA）が成立しなければ、移行期間終了と同時に関税が復活し、「合意なき離脱」と同じ状況になるリスクを孕んでいる。

### (2) 離脱後のEUとの関係

これまで英国とEUは離脱の条件について議論してきたが、今後は離脱後の条件が焦点となる。英国のEU離脱に関する選択肢としては、「ソフト・ブレグジット（穏健な離脱）」、「ハード・ブレグジット（強硬な離脱）」、そして「合意なき離脱」が論点となってきた。

「ソフト・ブレグジット」は、可能な限りEU単一市場へのアクセス権の維持を目指すものであり、準加盟国的な立場でEUの単一市場に参加するノルウェー型やスイス型がある。一方「ハード・ブレグジット」は、移民の制限を最優先としてEUの単一市場から完全に撤退するものであり、包括的な自由貿易協定により関税や非関税障壁を撤廃し、ほぼ全ての物品について関税なし貿易を可能とするカナダ型や、EU域外からの関税をEUと共通化することで関税同盟に参加するトルコ型がある。そして、「合意なき離脱」は、全く何の取り決め

もせずに離脱することだが、今回英国とEUの間で離脱協定が成立したことで、「合意なき離脱」は一旦回避された。しかしながら、前述のとおり、移行期間中にFTAが締結できなければ、移行期間終了と同時にこれと同じ状況に陥る。

離脱後の社会の混乱を抑えるためには、「ソフト・ブ्रेグジット」が望ましいが、離脱派にとって最大の要求である移民制限は限定的となる。またEU側としては、離脱した国が単一市場に残り、一方で移民は制限するといった、都合の良い条件獲得は許さないという強硬な姿勢を当初から示してきた。今後の交渉で英国政府は、ほぼ全ての関税撤廃を軸にカナダ型をベースにした包括的な自由貿易協定（FTA）の締結を目指すと言われており、今後の交渉の行方が注目される。

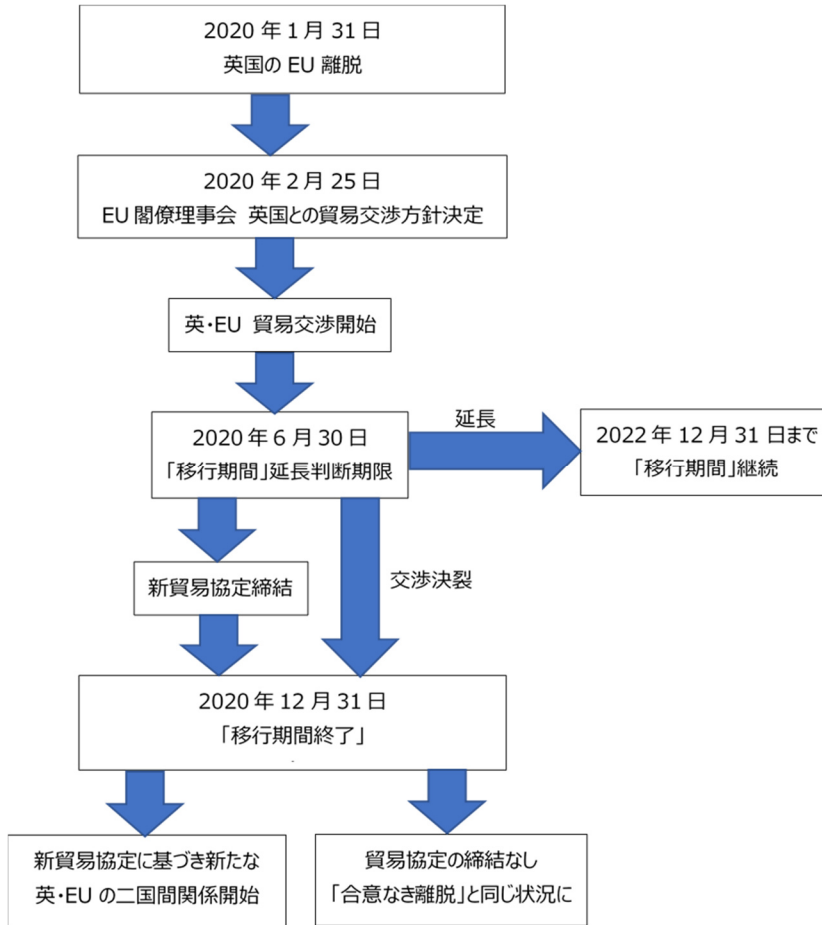
### (3) EUとの貿易交渉

EUとの貿易交渉は、離脱協定に基づき、今月から順次開始される。合意なき離脱と同じ状況に陥ることを回避するためには、2020年12月末までの移行期間終了までにFTAを締結する必要があるが、大国間のFTA締結交渉は通常数年かけて実施されるものであり、11ヶ月という交渉期間はあまりに短いと考えられている。移行期間内の妥結の可能性としては、英国がEU規則を受け入れ、交渉が関税分野に絞られた場合と言えるが、ジョンソン首相は先月の離脱後の演説で、カナダ型のFTA締結を目指す一方で、EUの規則は受け入れないという主張を崩しておらず、交渉の打ち切りも辞さないとの姿勢を示している。これに対しEU側は、ジョンソン首相の発言を強く牽制し、欧州委員会のバルニエ（Michel Barnier）首席交渉官は、FTAの締結は英国がどれだけEUの規則を受け入れるかにかかっているとの見方を示した。仮に英国がEU規則を受け入れたとしても、締結に係る膨大な事務手続きを勧案すると、なお不可能に近い状況にあると考えられる。

移行期間については、離脱協定上1回限り延長可能であるが、ジョンソン首相は、移行期間を延長しないことを明言し、今年1月に成立した離脱関連法には移行期間の延長を禁止する条項が盛り込まれている。移行期間中はEUの政策決定には関与できないにもかかわらず、EUに対する拠出金支払義務は残るほか、第3国との通商協定を発効することもできないため、延長には否定的な見解もある。一方、FTAが締結されない場合には、移行期間終了と同時に世界貿易機関（WTO）のルールに則った関税が発生することから、輸出入に伴うコストが大幅に増加し、通関手続きも煩雑になるため、とくに産業界の懸念は大きい。

現在、英国議会では保守党が過半数を大きく上回っていることから、年内の妥結が難しいと分かれば方針を転換することは可能である。交渉の打ち切りも辞さない姿勢はEUとの交渉を有利に推し進めるためのジョンソン首相の戦略という見方もあり、移行期間延長の判断期限である今年6月が交渉の山場となる。

【図表2：離脱後の道筋】



公開情報より弊社作成

#### (4) 北アイルランド問題

EUとの離脱交渉がこれほどにまで難航した最大の理由は、北アイルランド問題にあった。北アイルランドとは、第2次世界大戦終結後の1949年にアイルランド共和国が独立した際に英国に残ったアイルランド島北部の6州の地域を指し、アイルランドとの統一を望むカトリック系の住民とプロテスタント系住民との間で長い間紛争が続いてきた地域である。この紛争は、1998年のベルファスト合意<sup>1</sup>によって終止符が打たれたが、その背景にあったのが英国とアイルランドのEU加盟であった。アイルランドと北アイルランドの間を人や物が自由に移動できるようになり国境の概念が希薄化したことが、対立を緩和することとなったのである。今回の英国のEU離脱は、アイルランドと北アイルランドの間で国境管理が復活<sup>2</sup>することを意味し、紛争が再燃することが懸念される。

北アイルランド問題は、英国だけでなく、北アイルランド和平に向けて長年支援してきた

<sup>1</sup> この合意により、英領北アイルランドとアイルランド共和国間の約500Kmに及ぶ国境線では国境管理が廃止され、北アイルランドの帰属を巡る両者の紛争は終止符を打った。

<sup>2</sup> 英国はEUから離脱したが、アイルランド共和国はEUに加盟したままである。

EU にとっても最大の懸案であった。従来は厳格な国境管理を置かないという方向性で一致してきている一方で、英国が EU から離脱する以上国境管理は避けられない中で、ようやく導かれた解決策が、2019年11月、ジョンソン首相によって取り纏められた新離脱協定案である。移行期間終了後は、北アイルランドを含め、英国全体が EU の関税同盟から離脱するが、国境管理は北アイルランドと英国本土の間（アイルランド島とグレートブリテン島の間）で実施するというものであり、これによって英国は EU の関税同盟から離脱しつつも、アイルランド島においては厳格な国境管理は置かれず、人や物の移動がこれまで通り自由な状況が確保されることになる。

ただ、実務運用上の基準については不確かな要素も多い。例えば、英国から北アイルランドに入る「輸出品」<sup>3</sup>のうち、EU 域内に「再輸出」される場合は関税が賦課されるが、結果的に輸出されなかった場合は徴収された関税は還付されることになる。通関手続の煩雑さは、物流の停滞を招くことに繋がるため、今後は運用面の議論が注視される。

## 2. 離脱後の課題

### (1) 社会の分断（独立問題と国民の分裂）

最大の懸案であった北アイルランド問題については一定の解決案が示されたが、近年過激派組織「新アイルランド共和軍（新IRA）」の犯行とみられるテロや未遂事件が相次いで発生している。2019年4月には、北アイルランドのロンドンデリーの暴動に巻き込まれた女性記者が銃弾を受けて亡くなった。また今月実施されたアイルランド総選挙では、かつてアイルランド統一を目指し、テロ行為を繰り返した政治団体IRAが前身であるシン・フェイン党が、飛躍的な躍進を遂げ第2党となるなど、緊張感が高まっている。

また、スコットランドでも独立機運が高まっている。2020年1月、同地域の最大都市グラスゴーで独立を求める数万人規模の大規模なデモが実施された。スコットランドでは、2014年に独立の是非を問う住民投票が実施されており、当時は賛成45%・反対55%で否決された。しかしながら、同地域ではEU残留派が多数を占めることから、英国のEU離脱を機に情勢に変化がでてきている。

また、地域だけでなく、階層や世代間の分裂も大きい。エリート層や英国のEU加盟後に生まれた若者は、東欧からの移民の影響を大いに受けた労働者階級に比べ、比較的EU域内を自由に移動できる恩恵を享受してきたと考えられ、実際、2016年の国民投票の結果でも圧倒的に残留派が多く、国民投票後には若者の間で再投票実施を求める声が上がった。再投票を実施していた場合、残留派が勝利していた可能性が高い<sup>4</sup>とされている。

2016年に実施した国民投票は、法的拘束はないものであった。離脱の仕方や離脱後に考え

<sup>3</sup> 北アイルランドは英国領土ではあるが、移行期間終了後は、（別途協定が締結されない限り）英国関税地域かつEU関税規則が適用される特殊な位置付けとなり、通常の国内物流とは異なる管理下に置かれることから、ここでは輸出という言葉を使用する。

<sup>4</sup> 若者の投票率が低かったことが離脱派勝利の一因とされている。

られる問題（特に北アイルランド問題）を提示せず、ただ離脱か残留かを問う2択の国民投票を実施した当時の政権の責任は大きい。そのため、国民投票で離脱を決めたにも関わらず、右往左往を繰り返す結果になり、国民の間に大きなわだかまりを残した。ようやく離脱し事態を前進させたが、国民の政治家に対する信頼は大きく低下しており、当面の間は社会不安が懸念される。

## (2) 経済活動（サプライチェーンと雇用問題）

EU離脱に伴う英国とEU間の関税復活は、英国に拠点を置く製造業など、欧州全体にサプライチェーンを持つ企業にとって影響が極めて大きい。2019年2月、日系大手自動車メーカーが英国工場の閉鎖を発表し英国社会に衝撃を与えた。一般に英国で製造される自動車は、製造から完成まで英国と欧州大陸の間を3回程度往復するようなサプライチェーンが構築されている。仮に英国とEUとの間でFTAが締結されなかった場合は、2021年からWTOルールに基づいた関税が製造過程で発生するほか、通関手続きの煩雑さから部品の調達においても停滞が予想される。既に大企業を中心にコンティンジェンシープランを発動させ、サプライチェーンの見直しなどの対策が取られており、移行期間終了後も大きな混乱はないとみられているが、その一方で、英国における自動車の総生産台数は、前年比14.2%の130万台と過去10年間で最低水準に陥っている。金融業を始めとするサービス業で栄える英国において、製造業は国内総生産（GDP）の1割程度に過ぎないものの、生産工場がある地方では工場の撤退や生産縮小は雇用問題に直結しており、経済の低迷が危惧される。

【図表3：自動車生産台数】

	2018年	2019年	前年比（%）
国内	1,237,608	1,055,997	12.3%
輸出	281,832	247,138	14.7%
計	1,519,440	1,303,135	14.2%

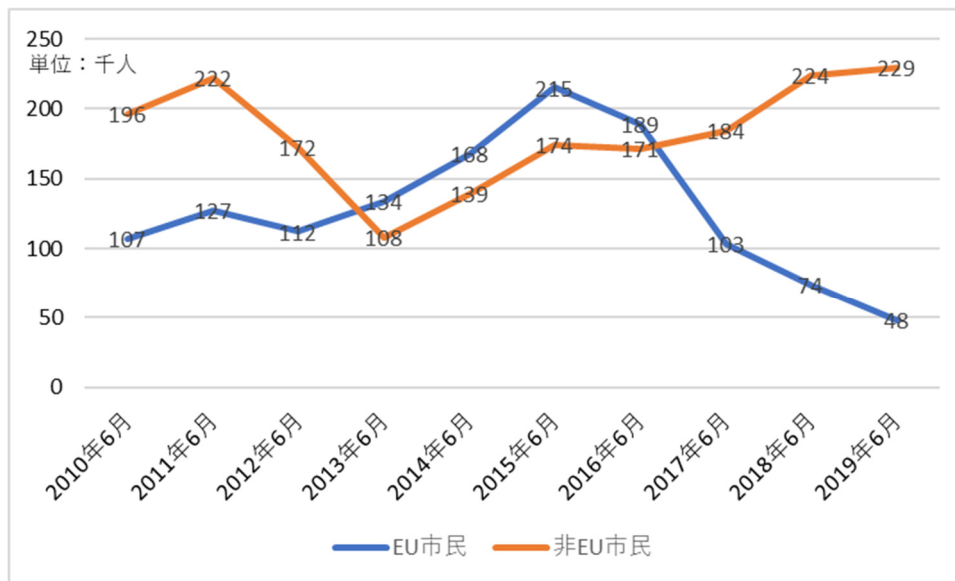
出所：英自動車工業会（SMMT）

他方、金融業界では、EU離脱に伴う「単一パスポート」制度の喪失が焦点となってきた。同制度はEU法での許認可制度であり、移行期間終了後もEU諸国で活動をするには、新たにライセンスの取得が必要になると考えられている。この問題についても、大手を中心に別のEU諸国に新たに拠点を設けるなどの対策が既に進められてきたが、英国以外のEU諸国では概してより労働者保護規制が厳しい傾向があることに加え、英語人材の確保がより困難になるなど、企業側の負担増加が懸念される。

英国内の雇用に関しては、英国で2021年1月から全ての外国人労働者に対し適用される、新移民制度が注目される。同制度では技能などに基づいたポイント制度を導入し、高技能者については受入上限が撤廃される一方で、低技能者はビザ取得の条件が厳しくなる。EU市民・非EU市民の扱いが同じとなり、これまで自由に英国に入国・就労できていたEU域内

からの労働者（特に未熟練労働者）にとっては、移行期間終了後は英国での就労は難しくなる。英国への純移民数は既に2013年以来の最低水準に落ち込んでいるが、特に2016年の国民投票以降EU域内からの移民の減少が顕著である（図表4）。飲食や建設業界等EU域内からの労働者への依存度が高い業界に対しては、一定の優遇策がとられる見込みであるが、今後ますますの人手不足が懸念される。

【図表4：英国における純移民数の推移】



（出所）英国統計局より弊社作成

### 3. 企業の対策

#### (1) テロ対策

北アイルランドにおいては、英国政府は同地域におけるテロ脅威度をレベル4（5段階中の上から2番目である「Severe」）に設定しており、企業としては、現地の駐在員や出張者に対し、警戒を怠らず、以下の事項に注意するよう促すことが肝要と考える。

- 現地政府当局や外務省、在外公館等から発出される情報をこまめに確認し、最新のテロ関連情報の入手に努める。
- 政治関連イベントの開催場所周辺、デモ・集会等の人の多く集まっている場所、および軍関連施設には極力近づかない。
- 政党・支持団体等の事務所や幹部の自宅等は、襲撃される可能性があり、不測の事態に巻き込まれないよう、極力近づかない。
- 外出時は、携帯電話等の常時連絡の取れる手段を確保し、十分な安全対策を講じる。

- 爆破予告があり、警察による交通規制やそれに伴う誘導措置が実施される場合もあるので、周囲の状況には十分注意を払い、警察官等の指示がある場合にはそれに従って慎重に行動する。
- 公共交通機関や商業施設など、不特定多数が集まる場所では不審物や不審人物に注意し、少しでも異常を感じた場合は速やかにその場から立ち去る。
- 不用意に同国の政治・選挙について言及しない。

## (2) 新移民制度対策

新移民制度については、現在のEU法の下、適正に雇用しているEU域内からの労働者に対しても注意が必要である。英国に継続して5年以上居住するEU市民に対しては定住資格（settled status）が与えられる。また、5年に満たない場合でも、移行期間終了までに英国に居住した場合は、5年の条件を満たしたのちに申請できる権利、仮定住資格（pre-settled status）が与えられることになっているが、2021年6月末までの期限に申請しないケースや申請不備などにより、現従業員が不法労働者となるリスクがある。移民法の申請は、EU市民個人が実施すべき問題ではあるが、企業としてもEUからの労働者に対し、以下のようなフォローを実施することが推奨される。

- ✓ 従業員のうち、対象者（EU市民）をリストアップし、国籍、ビザ、業務内容、帯同家族の有無、給与水準等を確認する。
- ✓ 対象者に対し、申請方法に係る説明会や個別相談会を開催する。
- ✓ 2021年6月の申請期限を前に、対象者の申請状況を確認する。

以上



## 本レポートに関する注意事項

1. 本レポートは、主に新聞等における報道内容や関連する企業や団体等のホームページ等を情報源として活用し作成しております。
2. お客様社内での利用に限ります。本情報をお客様から再配信することは固くお断り致します。
3. 本レポートは、日本国内でご利用いただくことを前提に作成しております。海外でのご利用には、主に以下の点において適していない場合があります。
  - （1）日本国内で一般的に得られる公開情報をもとに作成しているため、現地の実情とは異なる場合があります。
  - （2）宗教・政治・領土問題等、日本国内では問題がなくても、海外で発信した場合には問題を惹起する可能性があります。
4. 本レポートは、あくまでも情報提供として供するものであり、レポート内の情報（事実関係および分析・評価結果）をもとにしたお客様社内での判断等に東京海上日動リスクコンサルティング株式会社・東京海上日動火災保険株式会社・その他関係会社が責任を負うものではありません。

## コンサルティングのご紹介

東京海上日動リスクコンサルティング株式会社 ビジネスリスク本部では、グローバルリスクマネジメント推進体制構築に関わるコンサルティングサービスをご提供しております。以下はコンサルティングの例です（以下に明示したコンサルティングに限定されません）。ぜひ、お気軽にお問合せください。

- |   |   |
|---|---|
| <input type="checkbox"/> リスクマネジメント体制構築          | <input type="checkbox"/> BCP・緊急時対応計画の策定（感染症・戦争・政変・テロ等を含む）       |
| <input type="checkbox"/> リスクマネジメント・危機管理文書の第三者評価 | <input type="checkbox"/> 危機発生時のシミュレーション訓練・演習                    |
| <input type="checkbox"/> 海外事業拠点・事業展開国のリスク評価     | <input type="checkbox"/> 地政学リスク・政治リスクのマネジメント、分析・調査、総合的なアドバイザー 等 |

東京海上日動リスクコンサルティング株式会社  
ビジネスリスク本部 中村 静華 主任研究員（専門分野：リスクマネジメント）  
〒100-0004 東京都千代田区大手町 1-5-1  
大手町ファーストスクエア ウェストタワー23 階  
Tel. 03-5288-6594 Fax. 03-5288-6625  
<http://www.tokiorisk.co.jp/>